

つがる市精神保健福祉ボランティア養成講座

市では精神障害者を理解し、自殺予防活動や精神保健福祉の活動等に参加したい方のためにボランティア養成講座を開催します。

【平成20年度つがる市精神保健福祉ボランティア養成講座カリキュラム】

基礎講座

ねらい

1. 「心が病む」とはどういうことなのか、どのような支援や制度が必要なのか等を専門家から学ぶ。
2. 精神保健福祉でのボランティア活動とは何か、どのような活動内容があるのか等を知り、その役割と意義について考える。また、併せてプライバシーを守りあう大切さを学ぶ。
3. 当事者や家族の思いを知る。

テーマ・内容	開催日時・場所・講師
1. 精神疾患を学ぶ（2時間） ～精神障害とは、その特性～	日 時：平成20年7月13日（日） 午後1時30分～4時 場 所：木造ふれ愛センター（JR木造駅2階） 講 師：青森大学社会福祉学科教授 藤林 正雄氏
2. つがる市の自殺対策とうつ病について （1時間30分）	日 時：平成20年8月24日（日） 午後1時30分～3時30分 場 所：木造ふれ愛センター（JR木造駅2階） 講 師：つがる市健康推進課 保健師 ・ 当事者と家族
3. 当事者・家族からのメッセージ（30分）	
4. 精神保健福祉ボランティアの役割（3時間） ①精神保健福祉ボランティアの役割と意義 ②プライバシーと人権 ③実践報告	日 時：平成20年9月7日（日） 午後1時から4時 場 所：木造ふれ愛センター（JR木造駅2階） 講 師：メンタルヘルスデザイナー 山崎 正子氏 ・ 実践報告は精神保健福祉ボランティアメンバーより報告
5. 精神保健関係研修（最低8時間）	つがる市や県・保健所などでの研修に参加する（詳細は随時連絡します）

傾聴講座

ねらい

「聴く」と「聞く」ことの違いを学び、日頃自分がどういう聞き方をしているかを振り返りながら、より良く「聴く」ことを学ぶ。

テーマ・内容	開催日時・場所・講師
傾聴とはどういうことか？ またなぜ傾聴か？（4時間）	日 時：平成20年10月26日（日）、12月14日（日） 午前10時～正午 場 所：木造ふれ愛センター（JR木造駅2階） 講 師：青森大学社会福祉学科教授 藤林 正雄氏

体験講座

ねらい

精神障害者が実際に就労する場を見学し、精神障害者にとっての就労とはどういうことか、どういう思いでいるかを学ぶ。また、様々な精神疾患の当事者と触れ合ってみる。

テーマ・内容	開催日時・場所・講師
1. 施設見学（3時間）	見学場所は調整中（午前8時30分～午後4時）
2. デイケアの見学と模擬ボランティア（2時間）	日 時：毎月第2・4木曜日の希望日 午前10時～正午 場 所：木造ふれあいプラザ（木造駅隣の三角屋根の建物）※事前予約が必要です。

なお、開催日に出席できない方は、ビデオ学習が可能な内容もありますので、お問い合わせください。

【申込締切】 7月10日（木）まで

【申し込み・問い合わせ先】 健康推進課 健康管理係 電話42-2044

ひきこもり家族教室

「自分の部屋にこもって、全く出てこない」、「夜中にコンビニに行ったり犬の散歩には出られるが、仕事には行けない」等ひきこもりの子どもを抱える家族は「いつまで続くのか」という焦りや不安を抱えているのではないのでしょうか。家族だけで悩まず、ほかの家族の方と語り合ってみませんか？

日 時：6月30日（月） 午後6時30分から8時
場 所：木造ふれあいプラザ（JR木造駅隣の三角屋根の建物）
対象者：ひきこもりの青年等を抱える家族

【内 容】 講話／ひきこもりを理解しよう（ひきこもりとはどのようなものか）
・ 家族同士の話し合い

【教室での約束】 この教室で聞いたプライバシーに関することは、お互いに秘密厳守です。

※今年度は偶数月にひきこもりへの「対応方法」や「不登校」などをテーマに家族教室を実施する予定です。

【申し込み・問い合わせ先】 健康推進課 健康管理係 保健師 小山・兼平・下山 電話42-2044

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)加入の皆様へ

平成20年4月の年金から保険料を天引きされている方は、平成20年1月中旬において国民健康保険に加入されていた方です。平成20年1月下旬以降に国民健康保険に加入された方は、平成20年7月から保険料を納めていただき、被用者保険(社会保険等)の被扶養者であった方は、平成20年10月から保険料を納めていただくことになりますので、平成20年4月の年金からは天引きされませんでした。

保険料は原則として年金から天引きとなりますが、年金の年額が18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書等により個別に納めていただくことになります。

平成20年4月の年金から天引きされていない方へ

- 平成20年1月下旬から3月31日まで国民健康保険に加入していた方
- 被用者保険(社会保険等)の被保険者本人であった方

【平成20年10月の年金から天引きされる方】

平成20年7～9月までは納付書等で納めていただき、平成20年10月からは年金から天引きされます。「特別徴収開始通知書」及び「保険料納入通知書」が平成20年7月に国民健康保険課から通知されます。

【平成20年10月の年金から天引きされない方】

平成20年7月から納付書等で納めていただきます。「保険料納入通知書」が平成20年7月に国民健康保険課から通知されます。

- 被用者保険(社会保険等)の被扶養者であった方

【平成20年10月の年金から天引きされる方】

平成20年4～9月の保険料負担はなく、平成20年10月の年金から天引きされます。「特別徴収開始通知書」が平成20年7月に国民健康保険課から通知されます。

【平成20年10月の年金から天引きされない方】

平成20年4～9月の保険料負担はなく、平成20年10月から納付書等で納めていただきます。「保険料納入通知書」が平成20年10月に国民健康保険課から通知されます。

○「保険料額決定通知書」の送付について

平成19年中の所得確定により、平成20年度の保険料額が決定しますので、被保険者すべての方へ国民健康保険課から「青森県後期高齢者医療広域連合長名の保険料額決定通知書」が平成20年7月に送付されます。

○負担区分の再判定について

平成19年中の所得確定により、負担割合の再判定を行います。変更のある方には、新たな被保険者証が国民健康保険課から平成20年7月下旬に送付されます。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療係 電話42-2111(内線274・275)

「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」について

市では農業の担い手対策の一環として、担い手の皆さんが農業用機械・施設の導入や土地基盤の整備を行う費用の一部助成を平成21年度に実施します。

【事業対象者要件】

- ① 認定農業者
- ② 認定指向農業者（3年以内に認定を受ける者）
- ③ 特定農業団体
- ④ 特定農業団体以外の集落営農組織であって次の要件を満たす組織
 - ア. 定款又は規約を有していること。
 - イ. 組織として一元的に経理を行っていること。
 - ウ. 将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の3分の2以上であること。
 - エ. 主たる従事者又はその候補者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること。
 - オ. 事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること。
- ⑤ ①～④に掲げる者が組織する団体



【事業対象基準】

- ① 取得価格が50万以上で、かつ、耐用年数が5年以上（中古農業用機械導入の場合は、残存耐用年数2年以上）であること。
- ② 総事業費にしめる金融機関からの借入額の割合（融資率）が5割を超えるものであること。
- ③ 上記②に関連して、対象となる融資の種類（対象資金）は、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）等の他、農協、銀行、信用金庫、信用組合等の融資機関が貸し付けを行う資金が対象となります。

ー補助金交付率ー

本事業の補助率は融資機関からの融資率や事業実施者の経営改善目標に関する達成状況（経営規模の拡大・遊休農地の解消・経営の法人化・経営多角化等）により5%～30%の間で補助金が交付されます。

※本事業に関する詳細については、平成20年7月末までに各農協、米穀取扱業者、市役所農林水産課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 農林水産課 農政係 電話42-1109



山菜採りは目先の収穫より安全第一!



山菜採りによる遭難が多発する季節になりました。山岳遭難は、残された家族の悲劇はもちろんのこと、地域の方々にも大きな迷惑を掛けることになります。山菜採りに出かける方は、次のことを心がけてください。

1.入山前

- 家族に行き先、帰宅時間を知らせましょう。
- ペットボトル、チョコレート、あめ玉などの携帯食、雨具、ライター等を携帯しましょう。
- できるだけ2人以上で出かけましょう。

2.入山時

- 山では入山場所の地形を確かめ、大木など目標物を定めておきましょう。
- お互い声を掛け合い、位置を確認して行動しましょう。

3.万が一迷ったら

- 歩き回らず、大木の陰や岩陰で風を防ぎ、火をたくなどして救助隊の助けを待ちましょう。
- 搜索のヘリコプターの音が聞こえたら、広い場所でタオルなどを振って合図してください。

